

【資料 1】

甲賀市障害者施策推進協議会委員

任期：令和 6 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日

	条例選出区分		所 属	役職	氏 名	備 考
1	第 3 条第 2 項第 1 号	学識経験を有する者	立命館大学産業社会学部	教 授	黒田 学	学識経験者
2	第 3 条第 2 項第 1 号	学識経験を有する者	滋賀県立三雲養護学校	教諭	西井 淳	学識経験者
3	第 3 条第 2 項第 1 号 第 3 条第 2 項第 3 号	学識経験を有する者 福祉事業の従事者	さわらび福社会	理事長	金子 秀明	学識経験者 福祉事業従事者
4	第 3 条第 2 項第 2 号	障害者団体の代表者	甲賀市身体障害者更生会	副会長	岩田 孝之	身体障がい分野
5	第 3 条第 2 項第 2 号	障害者団体の代表者	甲賀市手をつなぐ育成会		菊田 幸世	知的障がい分野
6	第 3 条第 2 項第 3 号	福祉事業の従事者	一般社団法人 水口病院 地域生活支援センターしろやま	所 長	松宮 貴義	精神障がい分野 福祉事業従事者
7	第 3 条第 2 項第 3 号	福祉事業の従事者	甲賀市・湖南市障がい者 基幹相談支援センター	主任相談支援専門員	菅沼 敏之	相談支援事業所
8	第 3 条第 2 項第 4 号	関係行政機関の職員	甲賀健康福祉事務所（甲賀保健所）	次 長	川端 弥	行政
9	第 3 条第 2 項第 5 号	その他市長が適当と認める者	甲賀市企業人権啓発推進協議会	信楽青年寮 施設長	岩永 信也	企業・人権分野
10	第 3 条第 2 項第 5 号	その他市長が適当と認める者	甲賀市社会福祉協議会	課 長	大久保 孝仁	地域福祉分野